



2025 年 3 月 7 日

盛岡市議会議長 様

紹介者 豊村 徹也

請願者住所 岩手県盛岡市

請願者 政策立案有志市民会 安部茂樹



選択的夫婦別姓制度導入に反対し、現行の夫婦同姓制度を堅持する意見書提出を求める
請願

請願の趣旨

選択的夫婦別姓制度の導入は、以下の6つの理由により、日本の家族制度や社会、家族関係に深刻な影響を及ぼす可能性があると考えます。

1. 家族の一体感を損なう懸念

・現行の夫婦同姓制度は、家族全体の一体感や絆を維持するための重要な制度です。別姓を選択可能とすることで夫婦間や家族(両家及び兄弟姉妹、親戚)間の連帯感が希薄になる可能性があります。

2. 子どもへの影響

・別姓夫婦の子は、生まれた時点でどちらかの姓を選ぶことになり、夫婦分断の契機になりかねないとともに将来的に兄弟姉妹間の分断の可能性が否定できません。

・別姓夫婦の間で生まれた子どもが両親どちらかと異なる姓を持つ場合、家庭内で混乱が生じるほか、子どもの心理的な負担やアイデンティティの問題が懸念されます。

3. 社会的混乱とコストの増加

・別姓を認める制度変更には、戸籍制度の見直しや行政システムの大規模な改修が必要となり、多額の費用が発生します。また、職場や地域社会においても混乱を招く可能性があります。

4. 日本の伝統的家族制度の保護

・夫婦同姓制度は日本社会の伝統的価値観に基づくものであり、日本と異なる文化背景を持つ他国の制度を真似することなく、これを維持することが文化的なアイデンティティの継承につながります。

5. 社会分断のリスク

・選択的夫婦別姓の導入により、夫婦間や家族内で姓の選択を巡る対立が生じる懸念があり、社会全体での分断を助長しかねません。

6. 社会生活上の必要性の希薄さ

・改姓に伴う社会生活上の支障は法律上も改善されている状況の中、上記懸念事項を上回る国民の利益が制度改正によってもたらされる明確な根拠及び必要性和緊急性が乏しいと考えられます。

以上の理由から、盛岡市議会において、次の事項について、地方自治法第99条の規定に基づき、速やかに国に意見書を提出いただくことを求めます。

請願事項

1. 選択的夫婦別姓制度は、家族の絆や社会的安定を損なうおそれがあるため、導入に反対する。

2. 現行の夫婦同姓制度を堅持するよう、国に強く求める。